

ソヴェト政権初期の協同組合

—消費コミューンを中心として—

西 岡 俊 哲

序

ソヴェト政権の最初期において構想された、建設されるべき社会主義社会の基本的構図はどのようなものであったのか。

革命以前よりレーニン⁽¹⁾は、社会主義社会を一大消費組合であると隠喩していたが、それは、主として生産物の交換・分配の組織化という側面から捉えられた表現であった⁽²⁾。またその国家形態については、すべてのコミューンを統合した、民主主義的中央集権制となるべきことが想定されていた⁽³⁾。

「コミューン」は、将来の社会、社会主義社会の細胞に位置づけられるべきものとして、革命直後、ボルシェヴィキにより「消費—生産コミューン」構想として提起された。「消費—生産コミューン」は、「消費のために生産を計画的に組織する」⁽¹⁾社会の基本単位であり、それと政治機構であるソヴェト

(1) 『レーニン全集』大月書店版、第9巻、393ページ（以下『全集』とのみしるす）。

(2) レーニンが、社会主義と協同組合について、どのように理解していたかについては、拙稿「科学的社会主義と協同組合」『千里山商学』第17号（1982年9月）を参照のこと。

(3) 『全集』第25巻、463ページ。

機構（および各執行機関）とが有機的に結合するならば、社会主義社会全体が形づくられるものと考えられた。

本稿では、社会主義社会の社会—経済的細胞となるべき、「消費—生産コミュニティ」の構想を考察するとともに、それにいたる過渡的手段としての消費協同組合の利用が、政策上どのように展開されたかを検討する。したがってここでは、主として生産物の交換・分配の側面からする、経済的または経済機構的な社会主義社会の構想とそれへの過渡的方策が、検討の中心となるだろう。

I. 革命前ロシアにおける消費協同組合

国民経済の社会主義的改造における、協同組合の利用を考察する前に、まずその歴史的背景について概観する必要がある。

ロシアにおける最初の消費組合は、1865年にリガ市で設立された、「第一次リガ消費組合」であった。ついで1866年には、ペテルブルグやハリコフその他の都市でも消費組合が創設されたが、それらは、教師、医師らの都市インテリゲンチアを中心とし、官吏、士官、労働者などすべての都市住民を含む、全階級的あるいは一般市民的協同組合であった。また、これらの都市消費組合は、初期の消費組合の常として、きわめて短期間（多くは数ヶ月程度）⁽⁴⁾しか存在しえなかった。

とはいえ、国民経済のきわめて小さな部分として出発した消費組合運動も、資本主義の発展とともに順調に拡大し、独占資本主義への成長転化が完了する20世紀初頭には、飛躍的進歩を遂げた。とりわけ、住民による消費物資確保のための自衛が焦眉の問題となった第一次大戦中には、組合数、組合員数ともに急激に増大し（表—1参照）、部分的であるとはいえ、自主的な商品分配活動を通じた消費組合運動が、住民の間の革命意識醸成の一助をなしたことは否定できないだろう。

(4) А. П. Кривов. Потребительская кооперация в системе развитого социализма. М., 1980, стр. 17.

表一 消費協同組合の發展

〔組合数〕					
1865—1870 年	73	} 承認された定款数による組合の発生数 計1,604 (うち654が期間中に閉鎖)			
1871—1880	44				
1881—1890	143				
1891—1904	1,344				
1905 初	948				
1912 初	6,730	〔組員数×千人〕 〔総人口×千人〕			
1914 初	10,080	1,530	1913年	159,200	
1916 末	23,500	6,815			
1917 末	35,000	11,550	1917	163,000	
1918 末	47,000	17,000			
1920 末	25,000	—			
1921 末	25,220	—	1922	136,000	
1923.10.1.	19,224	5,265			
1924.10.1.	25,625	9,436			

〔出所〕 1914年については、М. Хейсин. 50 лет потребительской кооперации в России. Пг., 1915, стр. 45. (Л. Е. Файн. История разработки В. И. Лениным кооперативного плана. М., 1970, стр. 54. より再引用), 1916年より1918年までは、Б. И. Гоголь. и др. 40 лет Советской торговли. М., 1957, стр. 85. その他は А. Климов編, 中林貞男, 織井齊訳編『ソ連協同組合史』理論社, 1960年, 37—38, 56, 62ページ。
総人口については、ЦСУ СССР. Народное хозяйство СССР 1922—1972. юбилейный статистический ежегодник. статистика, М., 1972. стр. 9.

革命前ロシアの消費協同組合には、上述の全階級的（一般市民的）協同組合の他に、農村消費協同組合、士官消費組合、官吏消費組合、手工業者消費組合、自立的労働者協同組合などがあったが、さらに、他の諸国にはみられない、ロシア特有の形態として、鉄道および工場付属労働者協同組合が挙げられる。これは、個々の鉄道あるいは工場ごとに、その労働者たちに必要な生活物資を販売することを目的として設立されたものであるが、「労働者協同組合」とはいうものの、実際は、経営者による企業売店的な性格を有するにすぎなかった。たとえば、組合の運転資金は経営者のクレジットに依っており、株主は上級労働者に限られ、その本質的目的は、下級労働者をその職

表一2 種類別消費組合の発展

	当該時現在 活動中の 組合総数	全階級を含む 都市消費組合	官吏・勤務員 消費組合	士官協同組合	工場付属 消費組合	鉄道付属 消費組合	自立的労働者 協同組合	家内工業者・手工業者 消費組合	農村消費組合	ボヤール・ マスター・ (小都府) 消費組合
1905.1.1. 現在	948	257 (27.7%)	41 (4.3)	28 (3.0)	178 (18.8)	46 (4.9)	3 (0.3)	15 (15.8)	380 (40.1)	—
1912.1.1.	6,730	683 (10.1)	97 (1.4)	97 (1.4)	430 (6.4)	190 (2.8)	86 (1.3)	24 (0.4)	4,716 (70.1)	504 (7.5)
1914.1.1.	10,080	677 (6.7)	81 (0.8)	81 (0.8)	522 (5.2)	59 (0.6)	100 (1.0)	—	8,020 (80.0)	621 (6.2)
1914.1.1.現在の 階級別組合員数 概算 単位 千人		全階級の都市住人 180 (11%) 総数 1,530			労働者階級 450 (30%)				農民 900 (59%)	

[出所]

1905年および1912年については表一1に同じ。1914年の組合数および組合員数概算については、J. V. Bubnoff. The Co-operative movement in Russia. Manchester, 1917, p. 47.

場に繋ぎとめておくことにあったのであり、多くの場合、経営者による労働者の追加的収奪の手段として利用された⁽⁵⁾。

各種の消費協同組合について、1905年以降の発展状況をみたのが、表—2である。

つぎに、革命前ロシアの消費協同組合が、どの程度住民を把握していたかをみよう。いま組合員1人につき組合員を含め平均5人の家族があったと仮定し（ロシアでは、戸主が組合員となるのが普通であった⁽⁶⁾）、表—2にある1914年初の概算組合員数と1913年末のロシア総人口とを比較すれば、その総合組織率（総組合員数プラスその家族の総計）の推計は、表—3のようになる。

表—3 1914年初における消費組合の総合組織率

	それぞれに対する推計総合組織率	
総人口	159,200,000人	5%弱
うち	都市人口	28,500,000 (15%)
	農村人口	130,700,000 (82%)
		11%強
		約3.5%

〔出所〕 ЦСУ СССР. Народное хозяйство СССР. 1922—1972 гг. юбилейный статистический ежегодник. статистика, М., 1972, стр. 9.

しかし、革命前ロシアの消費組合員が総人口に占める割合は、西欧諸国と比較すれば、きわめて小さいものであった。1912年における各国の消費組合の組織率は、ロシアでは人口168人に対し組合員1人の割合（0.6%）であったが、イギリスでは人口16人につき1人（6.3）であり、ドイツでは42人に

(5) А. П. Кривов. и др. «40 лет Советской потребительской кооперации». М., 1957. (邦訳, А.クリモフ編, 中林貞勇, 織井齊訳編『ソ連協同組合史』理論社, 1960年, 38ページ)。

また、この形態の消費組合について、レーニンは次のように言及している。「もし労働者が、自由な労働者協同組合をかちとったなら、資本の奴隷たちには数十万ルーブリが貯蓄できたばかりでなく、雇主の売店に半農奴的に従属することもなくなっていたであろう」（『全集』第19巻, 384ページ）。

(6) Л. Е. Файн. История разработки В. И. Лениным кооперативного плана. М., 1970, стр. 59. の仮定にしたがった。

1人(2.4), ベルギーでは45人に1人(2.2)であった。⁽⁷⁾

また, 国内商業施設の全小売取引高に占める消費協同組合の割合でも, 1913年では2.1%, 1916年でも約7%にすぎず,⁽⁸⁾ けって大きなものではなかった。⁽⁹⁾

協同組合全般の全国的中央連合組織は, 全階級的(一般市民的)都市消費組合の中央連合として, 1898年に結成されたモスクワ消費組合連合から都市消費組合の全国中央組織に発展転化した, 消費組合中央連合(ツェントロ・サユース)が1917年9月に創設され, また, 農業協同組合および信用組合の中央連合機関として, モスクワ・ナロードヌィ銀行が1912年に創設されていた。しかし, すべての組合が, これらの中央連合組織に加盟していたわけではなく, たとえば, 亜麻販売組合中央連合会や酪農組合のように, 一貫して独立した中央連合をもつものもあつたし, また多くは中央連合さえもたない, 孤立したものであつた。さらに, 農村消費組合の多くは, 農業協同組合の連合に加盟していた。

1917年末までの協同組合運動の全般的状況を示したのが, 表—4である。

さいごに, 革命前ロシアの(革命後もかなりの期間)協同組合の指導的勢力は, 農村ではエス・エル, 都市ではメンシェヴィキが圧倒的多数であつた。⁽¹⁰⁾

(7) А. П. Кривов. Указ. соч., стр. 18.

(8) А. Кривоф, 前掲書, 44ページ。

(9) 1916年には, 第一次大戦による経済崩解がすすみ, 統計数字そのものがあまり信用のおけるものではないうえに, 当時, 都市と農村の間では, 食糧の国家統制をくぐって活動する, いわゆる「かつぎ屋」が相当な数にのぼっていたこともあり, この7%という数字は, 相当割引いて考えるべきと思われる。

(10) Л. Ф. Морозов. От кооперации буржуазной к кооперации социалистической. М., 1969, стр. 20, 49—50.

表一 4 1917年末までの協同組合運動の全般的状況

	組 織 数		組 合 員 数 単 位 千 人
	連 合 数	組 合 数	
消 費 協 同 組 合	425	35,000	11,550
農 業 協 同 組 合	500		
a) 信用, 貸付—貯蓄		16,200	10,500
b) общества*		6,132	380
c) товарищества**		2,400	240
d) 手工業アルテリ		3,000	450
産 業 協 同 組 合***	2	700	35

* общества = societies ** товарищества = associates

*** 産業協同組合 = 日用品生産企業の自発的結合体, 中央機関はツェントロプロムソビエト, 工場・製造所10万余が参加した。

〔出所〕 Л. Е. Файн. Указ. соч., стр. 58.

II. 十月革命直前の経済方策

1917年2月, ツァーリ専制が打倒されたのち, 4月に亡命先からロシアに帰ったレーニンは, ただちに労働者代表ソヴェトによる統制の実現を提起し, ひきつづいて統制のための諸方策をうちだした。

いわゆる『四月テーゼ』においてレーニンは, 警察, 軍隊, 官僚の廃止, すべての土地の国有化, 全銀行の単一な全国民的銀行への統合を提起している⁽¹¹⁾。また, 1917年9月『さしせまる破局, それとどうたたかうか』では, ①全銀行の国有化と単一銀行への統合, ②巨大独占体の国有化, ③営業の秘密の廃止, ④工業化, 商人の強制的シンジケート化, ⑤全住民の消費組合への強制的統合, をあげている。⁽¹²⁾

これらは, ただちに社会主義の「導入」を意味するものではないが, すく

(11) 『全集』第24巻, 5—6ページ。

(12) 『全集』第25巻, 354ページ。

なくとも社会主義への第一歩、そのための過渡的手段に他ならなかった。つまりそれは、全体として、プロレタリアートによる生産物の生産と分配に対する統制および組織化を、実現しようとしたものであった。

問題を生産物の交換・分配に対するプロレタリアートの統制方針に絞れば、この時期には次のような方針が提起されていた。第一に、都市および農村の協同組合を通じて、都市—農村間の商品交換を組織化すること。⁽¹³⁾第二は、分配問題を解決し、それを組織するために、全住民を消費組合に強制的に統合することである。

これは明らかに、社会主義のもとでの生産物の交換・分配の機構を創出する、という意図に基づいた方針であった。⁽¹⁴⁾もちろんそれは、社会主義的交換・分配の基本的機構としてのプロレタリア的協同組合への移行の、過渡的な、しかも端緒的な方針にすぎないものである。なぜなら、この時期において、これらの方針を実現すべきは、プロレタリア・ディクタトゥーラによる社会主義国家ではなく、革命的民主主義国家であることが想定されていたからである。とはいえ、これらの方針が、それに続くべき一連の社会主義的改造方針に直接連動するものであったことは、変らない。

III. 「戦時共産主義」までの消費協同組合政策

（最初期の「消費—生産コミュニオン」構想）

1. 革命直後の経済方針

1917年11月、『経済施策計画の下書き』で、レーニンは当面の経済方針を

- (13) 「農具、衣料、はきものその他の生産物と穀物その他の農産物との交換を組織すること……。この仕事には、都市と農村の協同組合を広範に参加させねばならない」（『全集』第24巻、540ページ）。「労働者による生産と分配の完全な統制へ、穀物と他の生産物などとの交換の「全国的組織」（「都市と農村の協同組合を広範に参加させ）へ移ってゆく労働者の統制」（『全集』第25巻、33ページ）。
- (14) レーニンは、協同組合を社会主義のもとで利用しうる、またしなければならぬ「大衆的機関」としてのみ評価していたにすぎず、協同組合運動そのものや、その理念、思想を評価していたのではない（前出拙稿を参照のこと）。

次のように列挙している。①銀行の国有化，②国庫への貨幣の回収，新しい高額紙幣，③工場を有用な生産にふりむけるための革命的諸方策，④消費組合への強制的統合による消費の集中化，⑤外国貿易の国家独占，⑥工業の国有化，⑦国債。⁽¹⁵⁾

また，同年12月の『競争をどう組織するか？』では，①地主の土地の没収，②労働者統制の実施，③銀行の国有化，④工場の国有，⑤消費組合への全住民の強制的組織化，⑥穀物その他必要品取引の国家独占，の諸方策が挙げられている。⁽¹⁶⁾

1917年10月の革命は，2月革命以降に想定されていた，ブルジョア民主主義革命の第二の段階，すなわち，革命的民主主義的統制の実施ではなく，社会主義国家を現出せしめるプロレタリア社会主義革命となった。それゆえ，10月革命後の経済方策も，それ以前と異なり，国民経済の社会主義的改造およびそれを直接の目的とした過渡的措置からなっているといえるが，それは，外国貿易の国家独占，穀物の国家独占，工業の国有化などに端的に示されよう。とりわけ，工業の国有化は，社会主義的所有の出発点である，土地および主要生産手段の国有化を実現するための諸方策のひとつとなるべきものである。その意味で革命直後の経済方策は，革命前の「革命的民主主義的」経済方策から区別されねばならない。

そのような，革命直後における国民経済の社会主義的改造方策のひとつが，「消費コミュン令草案」である。

2. 「消費コミュン令草案」

「消費コミュン令草案」は，1917年12月末，レーニンによって起草された。⁽¹⁷⁾「草案」そのものの骨子は，①協同組合は，全住民を強制的に加入させ，全国家的規模での分配業務を引受けること，②現存の消費組合は国有化され

(15) 『全集』第42巻，9ページ。

(16) 『全集』第26巻，416ページ。

(17) 『全集』第26巻，425—426ページ。

ること、③一地域一組合とすること⁽¹⁸⁾、であった。

この「草案」の基本的命題は、以下の諸点にあったと考えられる。

第一に、消費協同組合を基軸として、全国的規模での生産物の交換・分配を組織化すること、である。「草案」にあるように、ソヴェト政権は、第一次大戦による前代未聞の経済的崩解のために、非常手段を講じる必要にせまられていたのであり、それゆえ「草案」は、こうした経済的危機、とりわけ食糧問題の解決の緊急性により要請されたものであることは事実である。

しかし、その解決の方途は、たんなる対症療法的なものではなく、問題の社会主義的解決、将来の社会の交換・分配の基本的機構、すなわち「消費コミュニティ」を創出する方向に沿って作成されたのである。

第二に、そのような「消費コミュニティ」は、生産物の交換・分配の組織化だけではなく、生産の組織化をもその目的としていた。すなわち、「消費一生産コミュニティ」として構想されたのである。⁽¹⁹⁾「草案」の準備テーゼにおいて、レーニンは次のように書いている。「各地に、このような細胞となる委員会〔消費一生産コミュニティ——引用者〕をつくることができたならば、これらの委員会を統合することによって、あらゆる必要物資の全住民への供給を正しく組織し、全国的な規模で生産を組織することのできるような、網の目をもつことができるだろう」と。⁽²⁰⁾

もちろんそれは、個々の「コミュニティ」が、すべての生産を直接に組織するということを意味するのではなく、すべての消費を意識的計画的に組織することにより、質・量的に把握された消費を生産にフィード・バックして反

(18) 当時、都市における消費組合は、同一地域において、工場を中心とした労働者協同組合と一般市民的協同組合とが並存しているというのが、普通の状況であった。

(19) 「草案」そのものでは「消費コミュニティ」とされているが、より正確には「消費一生産コミュニティ」と呼ぶべきである。レーニン自身も「草案テーゼ」（『全集』第36巻、546—547ページ）や、ロシア共産党（ボ）第7回大会における「綱領草案下書き」では（『全集』第27巻、156ページ）、「消費一生産コミュニティ」と書いている。

映させる、間接的な意味での「生産の組織化」であり、それはまさに、「消費のために生産を計画的に組織する一大消費組合」の実現であったといえるだろう。その意味で、「消費—生産コミュニオン」なのである。

しかし、この「生産の組織化」は、J. E. ファインのいうような、「将来の任務として一般的プランの中に基礎づけたにすぎない」ものではない。ファインは、「草案」のなかでいわれる「生産の組織化」を、農業の集団化の意味であるとしたうえで、「コミュニオンの生産的役割は、何よりもまず、…コミュニオンおよびコミュニオン合同の消費需要充足のための、地方生産の組織化において考えられたのであり、工業とくに大規模工業の直接的、実務的管理において考えられたのではない。大規模工業のコミュニオンへの引渡しは、予定されていなかった」とする⁽²¹⁾。

たしかに、この場合の「生産の組織化」は、コミュニオンの直接的管轄下に工業をおくという意味ではないが、「生産の組織化」の実質的内容を、「大規模工業の引渡し」の如何において把えるのは、きわめて皮相的な理解であり、またこの時期の「消費—生産コミュニオン」構想を、矮小化した理解ともなるだろう。

「消費—生産コミュニオン」構想における「生産の組織化」は、ソヴェト機構とその執行機関を通じた間接的「組織化」であると同時に、大規模工業の直接的管理への参加という形においても保障されるべきであった。

1918年3月3日付、「国有化企業の管理について」の最高国民経済会議(BCHX)の決定は、⁽²²⁾最初期の「消費—生産コミュニオン」構想実現のための、補足的措置のひとつであったと考えられる。それによると、国有化された企業（この時期でのそれは、大規模工業であった）には、企業の予算、活動計画、内部規律の諸規程、請願、労働者・事務員の労働・生活条件および企業内生活すべての問題を審議、決定する（第3項）機関として、経営管理会議

(20) 『全集』第36巻、546ページ。

(21) J. E. Файн. Указ. соч., стр. 75.

(22) «Народное хозяйство», 1918, №2, стр. 45—47.

が設置されねばならないが、経営管理会議の構成については、企業の労働者代表および事務員代表、上級技術職員・営業職員代表、企業長（企業長は国有化企業中央管理局の任命）、地域の労働組合、BCHX 代表、労働者代表ソヴェトと企業の所属生産部門の労働組合代表、地域の労働者協同組合会議代表、地域の農民ソヴェト代表からなる、とされていた（第8項）。

このように、「消費—生産コミュニオン」構想においては、工業—生産の管理（組織化）に対しても、「コミュニオン」から選出される代議員によって形成されるソヴェト（およびその執行機関）と、企業の管理部への代表参加というふたつの方法を通じて、関与すべきことが予定されていたのである。

「草案」の基本的命題の第三は、消費組合の国有化についてである。Л. Ф. Морозовは、「協同組合の国有化は、レーニンの考えでは、協同組合の任務の拡大、すなわち、協同組合を全人民的な組織に引入れることを意味していた」とし、国有化そのものは、「飢饉に対する援助のため、投機に対する呵責ない闘いのために、非常措置が必要とされた」結果である、と述べている。⁽²³⁾ 同様な見解は A. П. Кримоフにおいてもみられる。⁽²⁴⁾

しかし、これらの見解には同意しえない。「草案」における消費組合の国有化は、「コミュニオン」創出の必要前提条件として位置づけられているのであって、国有化だけをとりだして論じることはできないだろうからである。この場合、国有化は「コミュニオン化」の第一歩でなければならない。したがって、食糧危機に対する非常措置としてのみ国有化が予定されたとする見解では、必然的に、「コミュニオン」の問題が視野から消失する。⁽²⁵⁾

この国有化は、国民経済を社会主義的に改造する出発点としての、国有化の一環でなければならないだろう。なぜなら、それによって創出されるべき

(23) Л. Ф. Морозов. Указ. соч., стр. 56.

(24) А. П. Кримоф. Указ. соч., стр. 24.

(25) さらに、そうした見解では、「戦時共産主義」期の全面的国有化のさいに、また、一層先鋭化した食糧危機のさいにも、協同組合が国有化されなかった（実質的には国家機関化されていたにしても）ことを説明できないであろう。

「消費—生産コミュニオン」は、将来の社会すなわち社会主義社会の社会—経済的細胞として、構想されているからであり、⁽²⁶⁾「コミュニオン化」とは、換言すれば社会主義社会の実現と同義だからである。

革命前、『国家と革命』においてレーニンは、社会主義国家を、パリ・コミューンを演繹しながら、すべてのコミュニオンを統合した民主主義的中央集権制国家と表現した。そして、1917年12月末には次のように述べている。「パリ・コミューンは、下からの創意、自主性、運動の自由、展開のエネルギーと、紋切型には縁のない自発的な中央集権主義とが結合された偉大な模範をしめした。われわれのソヴェトはおなじ道をすすんでいる」のである、と。そして、「各『コミュニオン』が——どの工場も、どの農村も、どの消費組合も、どの供給委員会も——おたがいに競争しながら、労働と生産物分配に対する記帳と統制の実践的組織者として行動しなければならない」と。⁽²⁷⁾

「消費—生産コミュニオン」は、まさにレーニンのいう、コミュニオンの中央集権制社会＝社会主義社会の細胞として位置づけられていたといえるだろう。

3. 1918年4月「消費組合令」

1918年に入るやただちに、ソヴェト政権は既存の協同組合中央連合などに対し、「消費コミュニオン令草案」を提示し、交渉を開始したが、当時、メンシェヴィキ、エス・エルが大半を占めていた協同組合活動家は、当然のことながら「草案」に激しく反対した。それでも両者の交渉は、根気よく何度もおこなわれ、その結果、1918年3月末には両者の合意が成立し、その最終的修正案は、4月9日—10日の人民委員会議（CHK）で審議され、決定された。1918年4月10日付、「消費協同組合組織について」のCHKの指令がそ⁽²⁸⁾

(26) 「消費—生産コミュニオン」は、「所得税を課し、無産者に無利子の融資をし、全般的労働義務を課する権限があたえられているばあい、それは社会主義社会の細胞となりうるであろう」（『全集』第36巻，547ページ）。

(27) 『全集』第24巻，422—423ページ。

(28) «Директивы КПСС и Советского правительства по хозяйственным вопросам», т. I. 1917—1928 годы. Сборник документов. М., 1957, стр.

れである。

「指令」は、双方による以下のような妥協点からなっていた。まず、ソヴェト政権側の妥協点は、「草案」において予定されていた、①消費組合の国有化、②消費組合への全住民の強制加入、③組合への無料加入制、④一地域一組合の原則、を放棄したことである。しかし同時に、協同組合側に対しては、①消費組合は、組合員だけでなくすべての住民に奉仕すべきこと、②富裕でない者への優遇措置（50カペイク以下の加入金）を講じること、③組合の理事会から私的資本家を排除すべきこと、④持株にたいする利益配当金を廃止すべきこと、を認めさせ、条文に明記したのである。

しかしこの法令は、既存の協同組合との単なる妥協ではなく、「草案」において示された、「消費—生産コミュニティ」への移行のための過渡的措置に他ならなかった。それは、換言すれば、「コミュニティ社会」へ至るための、また「コミュニティ」細胞を創出するための過渡的方策であり、そのための既存協同組合の利用、あるいはそれとの妥協であった。

上記の経緯について、レーニンは次のように書いている。「資本主義は、生産物分配の大きかりな記帳と統制への移行を容易にすることのできる大衆的組織、すなわち消費組合を、遺産としてわれわれに残した。……最近公布された消費組合法は、現在の時機における事態の特異性とソヴェト社会主義共和国の任務をはっきりしめす、きわめて注目すべき現象である。この法令はブルジョア協同組合との、またブルジョアの見地にとどまっている労働者協同組合との協定である⁽²⁹⁾。「全住民を協同組合へ徐々に引き入れていく方策と措置について、ブルジョア協同組合と協調したことは、このような妥協であった。プロレタリア権力が全人民的な統制と記帳を確立しないうちは、この種の妥協は必要である⁽³⁰⁾」。

既存の消費組合を、徐々に真の労働者協同組合に改造しながら、将来の社

49—50. (далее—«Директивы……»).

(29) 「全集」第27巻，257—258ページ。

(30) 「全集」第27巻，319ページ。

会の社会—経済的細胞としての「消費—生産コミュニティ」創出へと方向づけ、利用するというこの方針は、1918年5月26日から6月4日にかけて開催された、第一回国民経済会議大会における、「協同組合に関する決議」でも確認された。

そこでは次のように述べられている。1918年4月10日付の消費組合についての法令は、「新しい協同組合建設の道に沿った、また、私的な社会運動から全社会をわがものとする運動への協同組合の変化の道に沿った第一歩である。法令において提起された任務の遂行と、全住民を包含する消費コミュニティの至るところでの創出の結果とにおいてのみ、大衆的消費生産物および大衆的消費物資の社会的分配という任務が、完全に解決されるのである⁽³¹⁾」。

明らかに、1918年4月の「消費組合令」は、「消費—生産コミュニティ」への過渡的端緒的措施として位置づけられていた。

4. この時期の基本的特徴づけ

1918年4月までの、ソヴェト政権最初期における消費協同組合と「消費—生産コミュニティ」構想とに関する以上の考察から、次のような、政策上の特徴づけをおこなうことができるであろう。

すなわち、この時期は、総じていえば将来の社会主義社会の基本的構図を提示すると同時に、それに至るための、実施可能な過渡的措施を模索し、漸次的に実現しようとした時期である、といえるだろう。

生まれたばかりのソヴェト政権が、性急かつ直接に、国民経済の社会主義的改造をおこなおうとしたのではないことは、1917年末に「消費コミュニティ令草案」を協同組合活動家に提示しながら、3ヶ月にわたる討議をへたのち、きわめて緩やかな妥協策を決定した、という事実⁽³¹⁾に端的に示されている。

しかし、その一方でソヴェト政権は、資本主義から社会主義への過渡期における第一の任務、生産手段の私的所有廃止のための諸方策を着実に実施し

(31) «Народное хозяйство», 1918, №4, стр. 21.

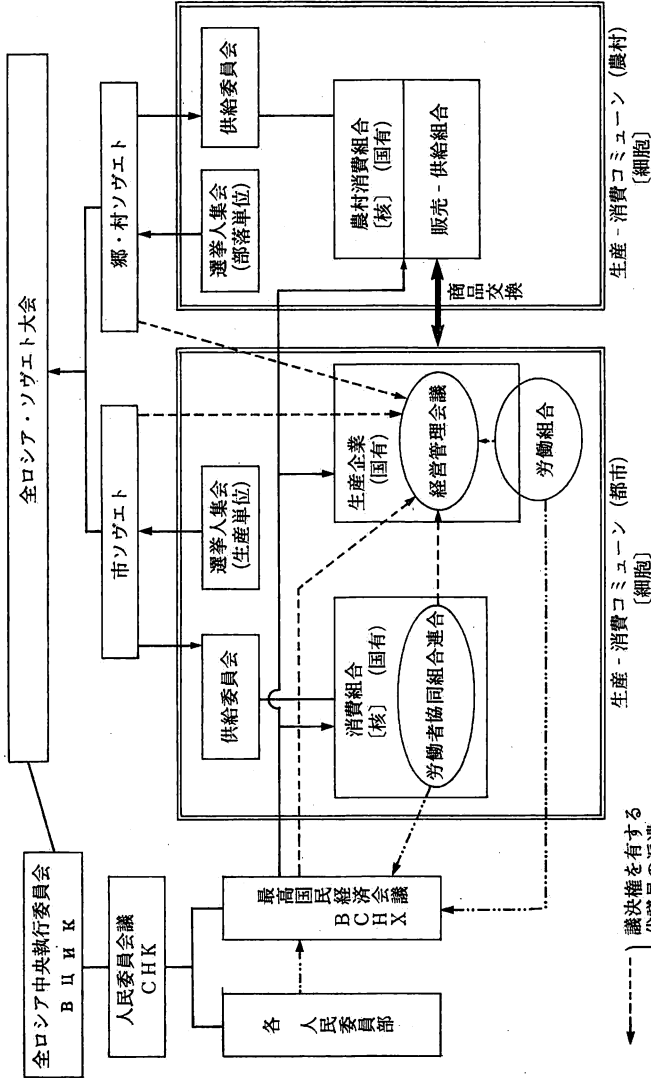
ている。すなわち、1917年12月の銀行国有化をはじめとして、それに続く土地社会化法（1918年2月）、外国貿易の国家独占（4月）、砂糖工業国有化（5月）、石油工業国有化（6月）などの諸措置、換言すれば、経済的管制高地の掌握がそれである。

これはまた、資本主義から社会主義への過渡期における国家資本主義の問題でもあるが、ここで確認すべきことは、国民経済の社会主義的改造にあたって第一義的になされねばならない過渡期的方策（土地・主要生産手段の漸次的国有化）と、その基礎のうえで、種々の具体的、客観的、歴史的、主体的諸条件を考慮しておこなわれるべき個々の過渡的方策とを区別することである。⁽³²⁾このことは同時に、将来の社会の基本的なビジョン、国民経済の社会主義的改造にたいする基本的な構図の、確乎とした存在を前提するのであるが、その将来の国民経済の編成を生産物の交換・分配の組織化というアスペクトから提示したのが、「消費—生産コミュニティ」であったといえるだろう。それは、パリ・コミュニティから演繹された「コミュニティ的中央集権国家」と結合するとき、「一大コミュニティ社会（一大協同組合社会）」としての社会主

(32) レーニンが、1918年4月の「消費組合令」における協同組合との妥協を、国権資本主義のひとつとして挙げているが、本稿の主題から離れるので、国家資本主義についてはここでは扱わない。詳しくは、拙稿「国家資本主義・国家独占資本主義・過渡期における国家資本主義」『千里山商学』第14号（1981年3月）、および「レーニンの国家資本主義論」『千里山商学』第15号（1981年11月）を参照のこと。

(33) 「権力掌握後になすべきことについてレーニンはいかなる考えも持っておらず、何かをなしつつそれを組立ててゆかねばならなかった」。「存在したのは政治戦略であり、一般的な社会主義的目標であり、無慈悲な決断力である」とする見解は、両者を混同したものである（A.ノープ著、石井規衛、奥田央、村上範明ほか訳『ソ連経済史』岩波書店、1982年、38ページ）。確定された過渡期の基本的政治—経済的任務（遂行期間の長短は不確定としても）を実現するための、その基礎のうえでの具体的な諸方策を事前に確定することは、一般に不可能である。基本的任務を遂行することと、「そのためにどのような実践上の、直接に実現できる、過渡的な措置が必要かということ——これは別問題」なのである（『全集』第27巻、220ページ）。

図一 1



議決権を有する
代議員の派遣

1. 消費コミュニティ命令草案, 1918年3月3日付 ВСНХ 決定「国有化企業の管理について」(《Народное хозяйство》 1918, № 2, стр. 45-47). ВСНХ の構成については《Народное хозяйство》 1918, № 4, стр. 22 などにもとづいて作成。
各級ソヴエトや СНК の機構は簡略化してある。
- 2, 3. 天然資源, 燃料, 国家独占商品, 外国貿易等の交換・分配, およびそれに関する国家機関は省略してある。

義社会となるべきものであった。⁽³⁴⁾

いま、それを模式的に示したものが、図—1である。

社会主義社会が、協同組合の隠喩において特徴づけられたことについては、前出拙稿で述べたところであるが、その隠喩としての一大協同組合社会である社会主義社会にいたる過渡的な手段としては、資本主義から継承された協同組合を、プロレタリア的なものに改造し、掌握することにもとめられていた。⁽³⁵⁾ソヴェト政権最初期における社会主義社会の基本的構想は、生産物の交換・分配の側面においては、消費協同組合を核とする、コミュニンの連合体として企てられていたといえるだろう。

IV. 「戦時共産主義」期の協同組合政策

1. 情勢の変化

1918年5月のチェコスロバキア軍反乱に端を発し、その後1920年11月にいたるまでソヴェト・ロシアは、国内戦と外国の干渉戦争とを余儀なくされた。状況の進展は、戦争遂行のための軍需生産最優先の経済政策を強要し、同時に、すでに第一次大戦によって悪化していた、国内の食糧・生活物資のさらに極端な不況をもたらした。それにともなって、政治・経済の軍事化、中央集権化がすすみ、国民経済のあらゆる部面で国有化、国家独占化、国家機関化が加速されたが、このことは、社会主義的国有化の端緒段階である、土地・主要生産手段、管制高地の国有化から全面的な国有化、国家化への移

(34) 「社会主義国家は、自分の生産と消費とを誠実に記帳する……生産—消費コミュニンの網として初めて発生しうる」(『全集』第27巻, 257ページ)。

(35) 「ソヴェトはいまや社会主義建設の事業におけるその成功の度合をはかることができる。……すなわち、協同組合の発展が、いったいどれくらいの数の共同体(コミュニン、あるいは村落、街区その他)で、またどの程度、全住民をとらえるようになりつつあるかということである」(『全集』第27巻, 259ページ)。「目標は、全住民を生産=消費コミュニンに組織することである。……この目標に到達するための過渡的な手段は協同組合である」(『全集』第29巻, 100—101ページ)。

行を、すなわち、革命以後摸索されてきた「過渡的措置」が実施されなかったことを、意味している。

ともあれ、戦争遂行の強圧は、まず第一に食糧事情の緊迫化としてあらわれ、ソヴェト政権はかかる非常事態にたいし、早急に何らかの措置を講じる必要性に迫られたのであるが、それは不可避免的に、軍事的中央集権的なやり方でおこなわれざるをえなかった。1918年5月の食糧専売実施をはじめとして、同年8月からは都市から農村への食糧徴発隊の派遣が開始され、11月の私的商業廃止へと続く一連の過程は、事態の深刻さの増大と、それにたいするソヴェト政権の軍事的中央集権的対応とをあらわしている。そして、こうした情況のもとで、食糧の分配機構として利用されたのが、協同組合であった。

2. 私的商業の廃止と協同組合の利用

1918年11月12日付、「すべての生産、個人消費物資および家計物資の、住民への供給の組織化について」の人民委員会議(CHK)の指令は、次のような内容を含んでいた。⁽³⁶⁾

①私的商業は全面的に廃止される(小売商業、卸売商業の全面的国有・公有化)、②消費物資の供給はすべて、食糧人民委員部(НКП)によって組織される、③そのさい、協同組合の小売店は、НКПの小売店網に含まれ利用される。

しかし同時に、この指令では、協同組合はНКПの統制下には入らないこと⁽³⁷⁾と、協同組合の倉庫、売店は国有化・公有化されないこと、および、協同組合の合法的活動にたいする妨害を禁ずること、⁽³⁸⁾が述べられていた。経済生活

(36) «Директивы……», стр. 91—96.

(37) この時点では、協同組合は最高国民経済会議(ВСНХ)の協同組合部の管轄下にあった。協同組合がНКПの統制下に入り(ВСНХの管轄からはなれ)、実質上国家機関化するのには、1919年3月「消費コミュニケーション令」によってである(後述)。

(38) 指令草案には、協同組合の非国有化および合法的活動の保障はあげられてお

すべての分野で国有化が拡大していたなかで、ひとり協同組合だけが非国有化を宣言された理由はなにか。

ひとつは、当時のソヴェト政権内に根強くあった、国有化万能的な考えにたいする警告である。1918年4月の「消費組合令」において、協同組合の非国有化はすでに宣言されていたにもかかわらず、下級および地方のソヴェト機関は、少なからぬ数の協同組合を閉鎖し、国有化した。それは多くは、既存の協同組合が、1918年4月の指令において予定されていた「商品交換を、組織しなかったし、しようとも思わなかった」ことにたいする、深慮のない即時的報復措置としておこなわれたのであるが、そうしたことのそもそもの原因は、商品交換に指定された商品の数量が絶対的に欠乏していたことに加えて、「地方の食糧機関がばらばらに行動し、指令を遂行しなかった」こと⁽³⁹⁾にあった。

すでにみたように、協同組合は自立的な大衆の分配機関として、革命前より国民経済のかなりの部分を占めていた。それゆえ、政治的立場はともかくとしても、実際の業務において統制を受けることにたいし、極度の抵抗をしめたのである。それにひきかえ、ソヴェト政権は、商品交換を有効に組織⁽⁴⁰⁾しうる「自前の」機関を持っていなかった。こうした条件のもとで国内の交

らず、レーニンによって付け加えられたものである（『全集』第42巻、118—119ページ）。なお、現在にいたるまで、協同組合は法律上は非国有である。

(39) П. И. Лященко. История народного хозяйства СССР. том III. М., 1956, стр. 55—56.

(40) 革命当初より、「店舗の使用人や、その他の分配にたずさわる商社の使用人は、狭義の労働者ではなく、労働者として組織されていなかった。ポリシェヴィキはまた、かれらのあいだに大勢の追隨者をもってもいなかった」（E. H. カー著、宇高基輔訳『ポリシェヴィキ革命 1917—1923』第2巻、みすず書房、1967年、90ページ）。「1918年現在の協同組合の理事者は、自分たちの組織を新たな諸条件に適応させることによってその繁栄を維持したいと考えてはいたが、政治的にはソヴェト政府に敵対的な立場にあり、新政府の苦難に際して自分たちの組織が政府の援助に使われることを快しとせず、この期に及んでなおかつその独自性のいかなる部分をも放棄することを喜ばない人々から構成されていた」

換・分配を組織化するにあたり、協同組合を国有化することは、一層の混乱をまねく以外にはなかったのである。⁽⁴¹⁾

その理由の第二は、協同組合が、その多くが広汎な農民大衆と結びついていたことにある。1919年3月、ロシア共産党(ボ)第8回大会において、中農との同盟路線が公式化されるのであるが、農民大衆の多くを占める中農および富農を主要基盤のひとつとしていた協同組合の強引な国有化は、ボルシェヴィキが、農民大衆の内部で影響力をほとんど持ちえなかった当時の条件下では、農民に政権への敵対をうみだす可能性の方が、大きかったであろうからである。⁽⁴³⁾

その第三は、協同組合が、大衆自身の創意と工夫によって経済生活を組織化することのできる唯一の大衆組織として、どんなことがあっても維持されねばならない、と考えられたためであり、それは、当時の条件のもとで協同組合が、「消費—生産コミュニケーション」の核となりうる唯一のものであった、と

(モーリス・ドップ著、野々村一雄訳『ソヴェト経済史(上)』日本評論社、1974年、133ページ)。

(41) 「協同組合組織の網がなければ、社会主義経済を組織することは不可能であり、しかも今日までこの点ではまちがったことがたくさんやられてきた……。個々の協同組合が閉鎖され、国有化されたが、それなのにソヴェトは、分配をうまくやれなかったし、ソヴェト商店を組織することをうまくやれなかった。……協同組合は国有化を解かれ、復興されなければならない」(『全集』第28巻、207ページ)。また、この指令ののちにも「国有化」はおこなわれた。「11月21日の法令〔1918年11月21日付、「供給の組織化について」〕にそむいて、協同組合が国有化され、その商品は徴発され、協同組合の適法な復興には援助がしめされていない。11月21日の法令に違反し、それを回避しようとする企てを即時中止し、閉鎖され、国有化された協同組合を復活し、商品を協同組合にかえし、かならず協同組合を、国営小売商店と同等に配給網にふくめること」(『全集』第35巻、409ページ)。

(42) «Восьмой съезд РКП(б)». протколы, М., 1959, стр. 429-432.

(43) 協同組合は、「資本主義が大衆のあいだにつくりあげた唯一の機関として、いまでも原始的資本主義の段階にある農村大衆のあいだで活動している唯一の機関として、どんなことがあっても保存し、発展させなければならない、どんなばあいにも放棄してはならない」(『全集』第29巻、166ページ)。

ということによる。⁽⁴⁴⁾

このように協同組合は、唯一の大衆的分配機関として、将来の社会における細胞としての「消費—生産コミュニオン」への過渡的手段と位置づけられ、その大衆的性格を維持されながらも、食糧事情の先鋭化は協同組合をますます分配のための国家機関へと傾斜させていき、ついには事実上完全な国家的分配機関に転化した。

1919年3月16日付、「消費コミュニオンについて」のCHKの指令⁽⁴⁵⁾、および、その補足・徹底措置である1920年1月27日付、「あらゆる形態の協同組合の統合について」のCHKの指令⁽⁴⁶⁾によって、それは達成された。

1919年3月の「消費コミュニオン令」前文には、次のように書かれている。

「食糧事情の困難性は、飢饉および最も厳しい力と資金の節約から国を救うための特別な方策を必要としている。

分配の領域においては、それゆえ単一の分配機関の創設が必要である。このことは次のことから、なおさら緊急かつ焦眉である。すなわち、すべての分配機関（主に三つのグループにより分配されている：食糧機関、労働者協同組合、一般市民的協同組合）は、ひとつの源泉から生産物の大多数を受け取っているが、これら三つのグループ間のあつれきは、実際にはすでに堪え難い妨害となっているからである。」

そうしたうえで「指令」は、以下のことを定める。

1. すべての都市、農村において、消費協同組合は単一の分配機関——消費コミュニオンに統合され、再組織される。
2. 消費コミュニオンの創出にさいしては、次のような基礎がおかれる：都市、工場の

(44) 「協同組合は、資本主義によって作りだされた機関のうちでわれわれの利用しなければならぬ唯一のものである」（『全集』第28巻、407ページ）。

(45) «Директивы……», стр. 117—120.

(46) Там же, стр. 149—150. これにより、すべての種類の協同組合（信用、貸付—貯金、農業、手工業）は、それぞれの連合ごとに消費協同組合の連合に合同され、単一のセンターとして消費組合中央連合会（ツェントロ・サユース）が設置された。このツェントロ・サユースは、以前存在した消費組合のセンターとしてのツェントロ・サユースとはまったく別の組織である。こうして創られた協同組合合同は、単一消費組合（ЭПО）と呼ばれた。なお、農業協同組合および手工業協同組合は、ЭПОのなかの自治部として扱われた。

中心には労働者協同組合。それが存在しない場合には一般市民的協同組合、また農村には農村消費協同組合。

4. 消費コミュニティには、その地方の全住民が含まれる。それぞれの市民は、コミュニティの一員となること、その分配地点のひとつに編入されることが義務づけられる。

18. 協同組合、協同組合連合、消費コミュニティの公務員、職員は、全員この指令の公布の日から食糧機関の職員と同等に扱われる。

21. この指令の実施としかるべき訓令の公布は HKП に委任され、BCHX の協同組合部は、HKП に消費協同組合に関するすべての業務を引渡す。

つまり、この「消費コミュニティ令」とは、第一に、逼迫する食糧危機にたいする非常措置であるということ、第二に、食糧、生活物資の分配・交換にたいする軍事的中央集権的組織化であったということ、第三に、消費協同組合の実質的国家機関化がなされたことによって特徴づけられるのである。

そしてそれは、一地域一組合であること、全住民の強制・無料加入であること、および組合の理事会と統制評議会が住民自身の全体会議または代表者会議により選出されること、以上の原則的規定から、「消費コミュニティ」と呼ばれるべきもの（あるいはまた、擬似的な「消費—生産コミュニティ」）と考えられたのであろうが、実質的には純然たる国家的分配機構にすぎないものであった。その意味で、1917年末の「消費コミュニティ令草案」においてしめされた、「消費—生産コミュニティ」とはまったく異ったものであったといえるだろう。⁽⁴⁷⁾

しかし、この時点では、情況の圧力によったものではあったが、いわば「共産主義」的な政治—経済機構（形式的な「コミュニティ的中央集権的国家」）がすでにできあがっていたのであり、そうした条件のもとで、ただ「形式上」のものにすぎない「コミュニティ」が政治—経済機構の「共産主義」的性格と相まって、真の「コミュニティ」に転化しうるものと錯覚された。それは、

(47) 1919年3月の「消費コミュニティ令」により、「消費コミュニティ」の統制システムをしめたのが下の図である。1917年末—1918年初の「消費—生産コミュニティ」（図—1）と比較されたい。なお図中 → は直接的管轄、— は連合組織を、……→ は議決権および拒否権を有する代議員の派遣をあらわす。

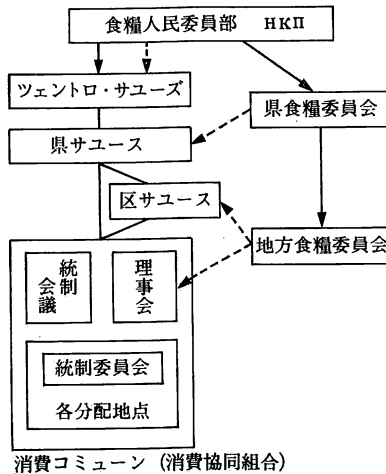
1920年2月にレーニンをして、「ソヴェト共和国全体は、たぶん数週間後か数ヶ月後には、ひとつの偉大な勤労者協同組合に転化するであろう⁽⁴⁸⁾」と言わしめたほどであったのである。

しかしながら、「戦時共産主義」とは、いわば戦時統制経済ともいうべき特殊な形態にすぎないものであり、国内戦・干渉戦の終結とともに正常な経済建設への道が必要とされたのは不可避であった。そうした「戦時共産主義」からの政策転換が、1921年3月の現物税導入にはじまる新経済政策（ネップ）である。

3. ネップ移行直後

問題を協同組合に絞り、ネップへの移行後の政策を検討する。

1921年3月15日、ロシア共産党（ボ）第10回大会において、食糧割当を現



また、消費協同組合が実質上、国家的分配機関となったことは、のちにボルシェヴィキ自身が認めている。「これまで消費協同組合は、ただ単に補助的な、食糧委員会に従属する分配の機関にすぎないものであった」（1921年5月5日付、「協同組合について」のロシア共産党（ボ）全組織への、中央執行委員会の書簡。《Директивы……》，стр. 234.）。

(48) 『全集』第30巻，335ページ。

物税に変換することについての決定がなされ、それに⁽⁴⁹⁾応じて1921年4月7日、「消費協同組合について」のCHKの⁽⁵⁰⁾指令が出された。以下はその抄訳である。

第1条 ロシア・ソヴェト社会主義連邦共和国の全住民は消費組合に統合される。所与の地方の全住民は単一消費組合(ЭПО)に含まれる。それぞれの市民は消費組合の分配地点のひとつに編入される。

第2条 都市、工場、農村地点では、その規模にかかわらず、ひとつの消費組合だけが存在する。(以下略)

第3条 ひとつの消費組合の境界内では、より小さな地域単位、またはひとつおよび同一の工場あるいは職業に従事する人間グループごとの市民の結合が許容される。〔……〕そのような種類の結合に参加することおよび脱退することは任意である。それぞれの市民は、同時にひとつの消費組合より多くのメンバーとなることはできない。

第4条 上述の結合はすべて、それらが活動する地区内のЭПОを通じて、自らの加盟者からの追加的払込金(貨幣および現物)によって、あらゆる種類の生産物および物資を得る権利を有する。

第8条 国家によって住民に与えられるいかなる食糧物資、広汎な消費物資も、消費組合を通じるものでなければ住民の間に分配されることはできない。

第9条 消費組合とその連合には、その成員から貨幣形態でも現物形態でも加入金を徴収する権利が与えられる。

第10条 ЭПОのトップには、組合員の全体会議で選出される統制・監査機関と3人以上で構成される理事会がつくられる。(以下略)

第14条 ЭПОおよびその合同による義務的国家任務遂行の分野では、НКПがその活動にたいする指導と統制をおこなう。

これによると、1919年3月の「消費コミュン令」、および1920年1月の「全協同組合統合令」との相違は、ただ次の点にのみある。すなわち、協同組合(ЭПОおよびその内部での結合)がみずからの裁量において調達・分配しうる権限、換言すれば「売買の自由」が一定程度において許容されているということ、および任意による組合加入金徴収が許与されていること、がそれである。

(49) «Десятый съезд РКП(б)». протколы, М., 1963, стр. 608—609.

(50) «Директивы……», стр. 230—233.

しかも、この「売買の自由」とは、1921年3月21日付、「現物税による食糧・原料割当の変換について」の全ロシア中央執行委員会の指令⁽⁵¹⁾によると、現物税を支払った後に残る農産物余剰の交換を、「協同組合を通じて、また市場やバザールにおいても、地方的経済流通の範囲内で許容」する、といった程度のものにすぎなかった。「地方的経済流通の範囲」がどの程度の規模を示すのかあまり明確ではないが、さきの1921年4月7日付の「指令」からみて、ひとつのЭПОが掌握する程度の範囲（郷または村）であったかと思われる。いずれにしても、この場合の「売買の自由」が、完全な商業の自由を意味しているのではないことは確かであろう。

ここではむしろ、両者の共通点の方が顕著である。それは、①全住民の強制的加入であること、②一地域一組合であること、③全協同組合のЭПОへの統合が解かれていないこと⁽⁵²⁾、④依然として協同組合は、НКПの指導と統制下にあること、などである。

これらのことから、協同組合政策からみるかぎり、ネップ導入直後の政策は、総じていえば「戦時共産主義」期の若干の手直しによる継続⁽⁵³⁾にはかならなかった、といえるのである。すなわち、協同組合を基本的な国家的分配機関として利用しながら、全体としての交換・分配の組織化をはかろうという基本的な路線は変更されていない、といえるのである。

(51) Там же, стр. 225—227.

(52) ЭПОから各種の協同組合の分離独立が承認されるのは、つぎの通りである。
手工業・クスターリ工業組合——1921年7月7日、農業協同組合——1921年8月16日、信用組合——1922年1年24日。

(53) ひとことでいえば、国家・経済機構はそのままに、農業の生産増大をもっばらばかるため、地方経済流通の範囲内で「商業」=商品交換を認める、というものであった。しかし、そうした「商業」の自由とは、実際には、「戦時共産主義のもとですでに警戒すべき範囲に達していた闇取引を合法化し、統制しようとする試みであった」(E. H. カー, 前掲書, 248ページ)。私的商業が非合法化された「戦時共産主義」の時期に、いわゆる「かつぎ屋」による私的商業は、協同組合的結合という合法的形態を利用しておこなわれることが多かったからである。さきに引用した、1921年5月9日付、全ロシア中央執行委員会の書簡

V. 「コミュニオン構想」の放棄

現物税の導入により、きわめて制限された「商業の自由」が許容されたが、しかしそれは、ソヴェト政権が意図した枠を大きく超え、「戦時共産主義」期に潜勢していた私的商業を全面的に活性化させることになった。ネッ
 プ導入後半年にして、すでに「完全な商業の自由」が事実上復活していた。⁽⁵⁴⁾
 それにより、ソヴェト政権は、私的商業を完全に公認したうえで、これに本格的に対応する必要に迫られたのであった。

そうしたなかで協同組合は、「戦時共産主義」期における国家的分配機関としての性格をさらにおしすすめ、私的商業に対抗するための単なる商業機
 関へと特化されてゆくのである。⁽⁵⁵⁾ また、農業協同組合も、商業の自由の基礎
 のうえで農民を社会主義の水路へ引き入れるための組織として特化されてゆく。すなわち、協同組合は、当初の「コミュニオン構想」と無縁のものとなった。

では、このことはつぎのように表現されている：「投機の発展を回避し、市場において自立的に現れてくる多くの小規模な協同組合的結合の作業の平行主義の下での有害な力の費消を回避するために、決定的に必要なのは、この商品交換の形態が、組織的な方法によって、ただ消費協同組合を通じることによってのみおこなわれるようにすることである」と。それゆえ、全体として、その当初におけるネッ
 プが、「政府の布告を無視して、政府の抑圧にもかかわらず、戦時共産主義のもとで自生的な成長をとげた商業の方法を公認することからさして出なかった」(E. H. カー、前掲書、184-185ページ)とする評価は、正しいものと考えられる。

(54) 1921年10月に、レーニンは次のように述べた。「商品交換はものにならなかった。私的市場はわれわれよりも強力であって、商品交換が生まれるかわりに普通の売買、商業が生まれた」(『全集』第33巻、84ページ)。

(55) それは、1923年12月28日付、「自由加盟原則での消費協同組合の再組織について」のソ連邦中央執行委員会および СНК の決定(«Директивы……», стр. 418)において確定された。以後、消費協同組合は「コミュニオン」の核としてではなく、社会主義的商業セクターのひとつとしてのみ取扱われるようになる。なお、商業に対応するための国家組織である、国内商業人民委員部が設置されるのは1924年5月になってのことである。

それは第一に、「戦時共産主義」期において、国家的中央集権的国家一行政機構だけが、本来それとリンクされて中央集権的コミュニオン社会つまり社会主義社会を形成すべき「消費—生産コミュニオン」を欠いたまま強力に確立され、ネップ移行後もそのまま維持されたことによる。⁽⁵⁶⁾

第二に、「戦時共産主義」の時期には、「消費コミュニオン」だけでなく「農村コミュニオン」など数多の「コミュニオン」が創出されたのであるが、まさにこうした性急な「コミュニオン化」はネップへの移行後、性急な共産主義建設＝「戦時共産主義」＝「コミュニオン」という認識をボルシェヴィキ内外に醸成させ、それゆえ「戦時共産主義」の放棄とともに、「コミュニオン」そのものも「戦時共産主義」の遺物として意識のうちから放棄されたであろうことが考えられる。換言すれば、1917年末に提示された「消費—生産コミュニオン」、すなわち中央集権的コミュニオン社会という本来のコミュニオン構想が、ボルシェヴィキのうちに浸透していなかったということでもあるだろう。

第三は、この時期全体を通じて、協同組合はエス・エル、メンシェヴィキ⁽⁵⁷⁾の影響が強く、ソヴェト政府に非協力的であったために、ソヴェト国家機関は総じて協同組合を敵視することが多く、協同組合を権力的に従属させるべきであるという意識が強かったことである。⁽⁵⁸⁾

(56) ボルシェヴィキは、ネップ移行の後も「戦時共産主義」的な国家的行政的政治—経済運営を堅持しつづけたが、これは今日、ソ連型＝国権的社会主义と呼ばれる政治・経済運営様式の原型のひとつといえるものである。

(57) 協同組合の指導部の構成においてエス・エル、メンシェヴィキが少数派に転じ、ボルシェヴィキが多数派として影響力を行使しうようになったのは、1918年12月の第3回全ロシア労働者協同組合大会においてであったが（Л. Е. Файн. Указ. соч., с тр. 98.），消費協同組合が全体としてボルシェヴィキの影響下におかれるようになるのは、1922年末以降のことである（Л. Ф. Морозов. Переход к новой экономической политике и кооперация. — «Новая экономическая политика». Вопросы теории и истории. М., 1974, стр. 85.）。

(58) 1920年のロシア共産党（ボ）第9回大会協同組合分科会では、協同組合についての決議案としてクレスチンスキー案、メシチャリャコフ・ソーリツ案、ミリューチン案、ツュリュエパ・ズビヂルスキー・ヒンチューク案が提出され、

こうした傾向にたいし、「コミュン構想」を念頭においた協同組合の正しい評価と、その正しい利用の必要性をレーニンはネップ移行後も強調した。

まず、「コミュン」への過渡的措置の最低条件である協同組合への住民の強制的加入について、1922年3月に、「協同組合は、加入の面では引きつづき義務的なものであるべきである。……協同組合員——これがすべてだ。これがわれわれには、将来のために必要なのである」⁽⁵⁹⁾と。

また1923年1月の『協同組合について』では、協同組合の、「コミュン構想」からする正しい評価と位置づけの必要性が強調されると同時に、それを否定する傾向への警鐘が発せられている：

「わが国では協同組合に十分な注意がはらわれていないようである。十月革命このかた、ネップとはかかわりなく（それどころか、この点では、ほかならぬネップのために、と言わねばならない）、いまではわが国では協同組合がまったく特別に重要な意義をもっているが、このことは、おそらくすべての人々が理解しているわけではないであろう。「実際、わが国で国家権力が労働者階級の手になぎられたからには、またすべての生産手段がこの国家権力に属するようになったからには、実際、わが国で任務となったことは、住民を協同組合に組織することだけである」。「ところが、いまロシアの協同組合化がわれわれにとってどのような大きな、かぎりない意義をもってきているかについては、かならずしもすべての同志が、理解しているわけではない」。「生産手段の社会的所有のもとでの、ブルジョアジーにたいするプロレタリアートの階級的勝利のもとでの、開花した協同組合活動家の制度、——これこそ社会主義の制度である」⁽⁶⁰⁾と。

協同組合国有化を唱える ミリューチン案が圧倒的多数で採択された。しかし大会においてレーニスが強硬に反対し、結局、非国有化、現状維持を唱えるクレステンスキー案が採択されるにいたった。このように、ボルシェヴィキ内部では、協同組合国有化・国家機関化の意見は根強いものであったといえる（См. «Девятый съезд РКП(б)». протколы, М., 1960, стр. 262—302）。

(59) 『全集』第42巻, 568ページ。

(60) 『全集』第33巻, 487—491ページ。なお、ここで言われる「ロシアの協同組合

しかし、上述した理由に加えて、自身の病状の悪化などにより、レーニンの真意はボルシェヴィキのなかに浸透しなかった。レーニンの死後、「コミューン構想」は完全に放棄されるにいたるのである。⁽⁶¹⁾

結 び に か え て

以上、「消費コミューン構想」を中心として、ソヴェト政権初期の協同組合政策をみてきたが、ここで明らかになったのは、最初期の社会主義政権が自ら建設すべき社会主義社会をどのような構図において描いていたのかということと、それへの過渡的手段が状況の圧力により断念せざるをえなくなったこと、およびその後において当初描かれていた構図が放棄されるにいたったこと、にすぎない。

レーニンの死後、1924年以降において、当初の構想が実現しえたのかどうか、また実現すべきであったのか否か、はここで明らかにすることはできない。なによりもまず、革命直後における客観的、主体的諸条件と1924年以降のそれとはまったく異っており、その検討をおこなうことが先決だからであ

化」とは、「わが国の住民が、協同組合にひとりのこらず参加すること」である以上、農業の「集団化」のことだけでないのは明らかである。

- (61) 消費協同組合は、1924年12月に、自由加盟にもとづき、有料加盟、持株配当を許与されて単なる商業機関として再組織されたが、それはさらに、1935年9月29日付、「農村における消費協同組合の活動について」のCHK および全ロシア共産党(ボ)中央委員会の決定により、その活動地域を農村に限定され、その業務は農民への生活物資販売に限定された(«Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам», т. II. 1929—1940 годы. М., 1967, стр. 554—558.)。これに先立ち、すでに1920年代にスターリンはつぎのように述べている：消費組合とは、「国有工業と農民経済を結びつけることを使命とする機構」であること(『スターリン全集』大月書店版、第6巻、224ページ)、さらに、協同組合とは、「農民を社会主義建設にひきいれるという線で、党を農民大衆と結びつけるところの」ベルトである、と(同前、第8巻、54ページ)。ここには、すでに「コミューン構想」が消え去り、協同組合をもっぱら農民の社会主義的改造の手段としてのみ把える理解がみられる。そして、レーニンの後の協同組合政策は、基本的にこの線に沿ってすすめられ、現在に至っている。

る。

したがって、これらの問題および「コミュニオン構想」の現在的意義についての問題は、稿をあらためたうえで検討したい。